

2025年 入門法律の確認テスト (解答)

※問題文に引いてあるアンダーラインは、間違っている箇所をさす。

- 1 法も道徳も共に規範として強制力を承認している (×)
→法は国などの立法行為による強制規範であり強制力を有する。一方、道徳は内面的な意思や心情を規律するが強制力を持たない点で道徳と異なる。
- 2 憲法と法律には、上下関係があり、制定の仕方においても違いがある。 (○)
→憲法は最高規範である (憲法>条約>法律>命令>条例)。憲法は国民が制定するのに対し、法律は国会が制定するものである。
- 3 参政権(例・選挙権)は、日本に在留する外国人にも等しく保障される。 (×)
→外国人には、国民主権の見地から参政権は保障されない (他に入国・在留・再入国の自由、社会権)。
- 4 たとえ国会の両議院の全議員が賛成してできた法律であっても、その法律が憲法の規定に矛盾、抵触する場合には当該法律の効力は認められない。 (○)
→憲法は国の最高法規であり、憲法の規定に矛盾する法律、命令等はその効力を有しない。
- 5 外国人は、日本国憲法の定める基本的人権の享有主体ではない。 (×)
→基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ。もっとも、入国・在留・再入国の自由や参政権、社会権は権利の性質上、日本国民のみに保障され、外国人には保障されない。
- 6 権力分立の趣旨(目的)は、効率的な国家運営を実現することにある。 (×)
→権力分立とは、強大な権力を有する者は権力を濫用し、国民の権利・自由を侵害するという認識の下に主張された自由主義制度である。権力の濫用を防止し、国民の権利・自由を確保するためには、国家権力を分割し、別の機関に与えるべきであると考える。
- 7 国民の自由や財産を侵害する活動には、法律の根拠がないとできないと解されている。 (○)
→国民の自由や財産を侵害する活動は、法律の根拠がないとできない(侵害留保説)と解するのが実務の見解である。∵国民の代表である国会が制定した法律によって、行政を統制することが狙いである。
- 8 行政上の強制執行は、税金の滞納など行政上の義務の不履行に対して、裁判所によって行われる。 (×)
→民事上の強制執行と異なり、行政上の強制執行は、裁判所の助力なく行うことができる (行政行為の自力執行力)。もっとも、行政上の強制執行を行なうためには、行政行為の根拠となる法律とは別に、強制執行の根拠となる法律が必要である。
- 9 いわゆる契約自由の原則は、契約をするか否か、誰とどのような内容の契約をするか等について、公の秩序や善良の風俗等に反しない限り、当事者間で自由に定めることができるとする原則である。 (○)
→契約自由の原則は、私的自治の原則(民法の大原則)の具体的な内容である。
- 10 物権は債権に対して優先的効力を有しており、同一の物について物権と債権が競合する場合は、物権が債権に優先するのが原則である。 (○)
→物権はすべての人に対して主張できる (物権の絶対的効力) が、債権は特定の人(債務者)に対して、特定の行為を請求できるだけである (債権の相対的効力)。よって、原則として物権が債権に優先する。